

4-2 取組内容

<取組内容の凡例>

①タイトル

取組のタイトルを記載しています。

②取組の前計画との関係

- ・「新規」
新たな取組
- ・「拡充」
前計画から内容をより充実させる取組
- ・「継続」
前計画から継続する取組

③リード文

取組の概要を説明しています。

④取組内容

- ・「区取組」
区が実施する取組や今後取り組む内容を記載しています。
- ・「区民等の関わり方（例）」
区取組や制度を活用して、区民等の皆さんに関わっていただきたい内容を記載しています。

★できることからはじめてみましょう。

⑤「なみすけ」たちのコメント

取組に関連する補足等を「なみすけ」たちがコメントしています。

⑥写真

取組に関連する写真を掲載しています。写真の説明は、下に記載しています。

⑦コラム

取組に関連するコラムを掲載しています。

基本方針 | 1-1 まとまりのあるみどりを継承する

■具体的な取組

1-1-1 地域で①ある屋敷林等の保全(②)

屋敷林は区民共通の財産だよ夏に木陰をつくってくれるね ⑤

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、彩豊かな歴史を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどり(③)は区緑地保全方針を踏襲し、所有者・地域区民と協力しながら、後世に継承していきます。あわせて、公有地化を検討し、保全を図ります。

③

④

⑥

⑦

⑥

▲すざなみみどり育て組

▲市民緑地(いこいの森)

37

■具体的な取組

I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全〈拡充〉

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、まとまりのあるみどりの保全に向けて所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。



屋敷林は区民共有の資産だよ
夏には木陰もつくってくれるね！



▲屋敷林

区の取組

- ・屋敷林所有者連絡会等を通じて、屋敷林等の状況に合わせた保全策を所有者と話し合います。
- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、税の軽減や管理支援を受けながらみどりを守ることができる制度について、区が土地所有者と話し合い、活用できるよう支援します。
- ・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動について、参加のきっかけづくりや活動環境の整備を行い、継続的に取り組めるよう支援します。
- ・屋敷林を活用したイベントを開催し、区民が身近な自然に触れながら、みどりがもたらす環境的・文化的価値を実感し、みどりを守り育てることへつなげます。
- ・国や東京都へ屋敷林等の保全に向けた税制見直し等のはたらきかけを行います。

区民等の関わり方(例)

- ・屋敷林等は区民共有の資産であり、落ち葉や日照について理解します。
- ・屋敷林等の支援に関するボランティア活動に参加します。
- ・屋敷林所有者連絡会に参加し、保全制度等について理解、活用します。

屋敷林の役割

屋敷林とは、家屋を取り囲むように植えられた樹木群で、主に防風、防砂、防雪などの役割を果たします。また、落ち葉や枝は堆肥や燃料として利用され、成長した木は建築材や道具材として利用されてきました。

武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林は、開発行為などにより23区では数少なくなっており、貴重な植生*や多様な生きものを育む場所でもあるため、生物多様性の観点からも保全することが大切です。



▲すぎなみどり育て組



▲市民緑地(いこいの森)



1-1-2 樹木等の保護指定制度の充実〈拡充〉

質の高い良好なみどりを形成していくため、条例による樹木等の保護指定制度*を充実させ、みどりの保全を図ります。



樹形の美しい樹木など
守りたいみどりがあるね！

区の取組

- ・保護指定制度の活用や保全に関する周知を積極的に行います。
- ・保護樹木等（保護樹木*、保護樹林*、保護生けがき*、貴重木*）所有者の行う維持管理について、支援します。
- ・保護指定制度について、所有者の維持管理負担や制度の利用状況を踏まえ、より実効性の高い保全につながるよう、指定要件や支援内容、運用方法の見直しを行います。
- ・保護樹木等所有者の負担が軽減されるよう健全に生育できる空間にある樹木や樹林に対しては、剪定費用を一部補助するなどの支援方法を含め、制度を見直します。
- ・保護樹林の剪定時に発生する剪定枝処理費の一部を補助することで、所有者の維持管理負担を軽減します。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉などの樹木の特性を理解し、保護樹木等の保全について協力します。

みどりの質を高める樹形

樹形とは、木の根、幹、枝、葉など樹木全体の外観や形のことで、

樹木の種類によって固有の樹形があり、環境条件や樹齢、人の手によっても樹形は変化します。

樹木が良好に生育できる環境を整え、伸び伸びと枝葉を広げる美しい樹木を増やしましょう。



▲保護樹木



▲保護樹林

■具体的な取組

I-1-3 樹木を健全に保つための管理〈継続〉

樹木を健全に保つことは、倒木等による事故の防止に加え、安定した木陰の確保や暑さの緩和など、気候変動への対応としても重要です。そのため、公園などの公共施設の樹木については、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。さらに、歩行者の通行や日常の利用に支障が生じないように配慮し、樹木が人々の生活を阻害するものとならないようにしていきます。

区の取組

- ・公園などの公共施設の樹木については、日常的な目視確認を基本としつつ、デジタル技術を活用した樹木診断の導入も視野に入れ、施設管理者を中心に樹木の状態を把握します。また、倒木や枝折れなどによる安全上のリスクを低減するため、必要に応じて樹木医による診断を行います。
- ・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木、生育に適した空間が確保できない樹木は、植え替えなどの更新等を進めます。
- ・区民や事業者向けに樹木の管理方法をパンフレットや区ホームページを活用して周知します。
- ・みどりの相談所*と連携しながら相談体制の充実を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・散歩や通勤・通学の際に公園樹木や街路樹を気かけます。
- ・公園樹木や街路樹に異常などを見つけたら、MCR(マイシティレポート)*等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。
- ・保護樹木等所有者は、樹木等の状況に異常が見られた場合には専門業者や区へ相談します。



樹木も生きものだから年をとったり、病気になったりするよ。樹木の剪定や診断などは、元気に保つための維持管理のひとつなんだね！

樹木を健全に保つ意味

樹木を健全に保つことは、自然環境を守ることにつながり、人々の暮らしや生物多様性の向上、そしてその豊かさを長期的に維持するために重要です。

○環境面の意味

健全な樹木は、光合成によってCO₂を取り込み、大気の浄化に貢献します。また、葉がつくる木陰や蒸散作用により、ヒートアイランド現象の抑制につながります。

○生態系保全の意味

健康な樹木は、鳥や昆虫、小動物などの生息場所や食料源になります。

○安全・防災の意味

健全な樹冠や根の広がりや、風による被害や土砂の流出を防ぎ、人々の暮らしを守ってくれます。反対に、樹勢が衰えると強風や大雪で倒れやすくなり、人や建物に危険を及ぼす可能性があります。



▲善福寺川緑地の倒木



▲樹木診断の様子



▲開口空洞のある樹木の根元



I-1-4 都市農地の保全強化〈拡充〉

区内に残された貴重な農地を保全するため、農業者への支援を図るとともに、農業者との交流などを通じて、区民が農とふれあう機会を創出し、農業への理解を深めていきます。

区の実施

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・生産緑地地区の買い取りの申し出が行われた場合は、区民農園*、農業公園や農福連携農園*等の新設を検討します。
- ・みどりのリサイクル拠点となる施設を検討します。
- ・コンポスト等で作成した堆肥を集める拠点となる場所を検討します。



▲農福連携農園（すぎのこ農園）

(営農支援)

- ・高齢化や後継者不足などの課題に直面している農業者を支援するため、農業ボランティアの養成、活用を推進します。また、農業者とボランティア等のマッチングを行うなど、営農を支援します。
- ・農業者個々のニーズに応じて、農業体験農園*開設・運営の支援等、営農の支援を行います。
- ・農産物直売支援として、直売所等を紹介した「農産物直販マップ」や、直売所を知らせる旗の作成を行います。
- ・緑化啓発の一環として、区民へ苗木や草花を配布するため、農業生産者団体に苗木等の育成を委託します。

(地産地消*)

- ・杉並産農産物の即売会の開催、「農産物直販マップ」作成等の農産物直売支援により、地産地消を推進します。
- ・杉並産農産物の学校給食への利用拡大を推進し、農業者の生産意欲を高めていきます。

(農とのふれあい)

- ・区民農園の運営を行い、農にふれあう機会を提供します。
- ・農の風景育成地区*では、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成します。
- ・農業体験や農業祭等の開催、杉並産農産物の学校給食への活用などを推進し、地域の農業への理解と関心を深めていきます。

区民等の関わり方(例)

- ・即売会や直売所等で杉並産農産物を購入するなど、地産地消に協力します。
- ・区民農園や収穫体験、農業祭等の農にふれあう機会を通じて、都市農業の大切さについて学びます。
- ・農地の砂ぼこりやにおいに対して理解し、農地の保全に協力します。
- ・農業に関するボランティア活動に参加します。
- ・コンポスト等で堆肥の作成に協力します。



▲農産物販売の様子



子どもたちが農作物の育つ過程を学ぶ場として、区内の小中学校に近い場所で、土に触れ、農業体験を行い、食育を学ぶことができる「学びの農園」があったらいいな！

■具体的な取組

I-1-5 法制度を活用したみどりの保全〈拡充〉

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地契約制度などの諸制度を活用することで、屋敷林や農地といったまとまった民有のみどりを保全します。



特別緑地保全地区制度を活用して、屋敷林等の保全強化を検討するよ！

区の取組

(特別緑地保全地区)

- ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然的環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。
- ・機能維持増進事業に係る実施の方針や、都市計画事業認可に係る必要な法定項目については、別途定めて区ホームページなどにより公表します。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。



▲買い取りの申し出により取得し整備してできた大宮の杜緑地

(市民緑地契約)

- ・市民緑地契約制度について、周知を行い、民有のみどりの保全・活用を図ります。
- ・市民緑地の新規指定に向けて、候補地への協議・調整を進めます。
- ・市民緑地契約制度の対象とならない300㎡未満の空き家などの借地や土地の購入について、研究を進めます。



▲市民緑地：山葉名いこいの森

(風致地区)

- ・区の風致地区条例等に基づき、都市の自然的景観を守るための適正な規制を行うとともに、樹林地や水辺などを含むみどりを保全し、良好な住環境の維持に努めます。

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して積極的に対応します。

(緑化重点地区*)

- ・地域の特性に合った施策を総合的かつ効果的に推進するため、区内全域を「緑化重点地区」とし、緑化を推進します。

区民等の関わり方(例)

- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度、生産緑地地区などについて学び、みどりの保全に理解、協力します。
- ・市民緑地(いこいの森)を利用します。
- ・みどりを保全するボランティア活動等に参加します。

■具体的な取組

I-2-1 緑化指導の充実〈継続〉

杉並区みどりの条例に基づき、区ではすべての建築行為等に対して、緑化指導の充実を図り、敷地内の緑化を推進します。

また、区内の善福寺・和田堀の両風致地区においては、区の風致地区条例等に基づき、建築や開発に対する適正な規制を行うとともに、みどりや水辺を含めた良好な住環境の保全に努めます。

区の取組

- ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。また、緑化に当たっては、樹木の健全な生育、生物多様性への配慮、景観との調和を重視し、みどりの量だけでなく質の向上につながる緑化となるよう必要に応じて助言します。
- ・都市の開発において生まれる公開空地*等については、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」*に基づき、開発の構想段階から、事業者のみどりのネットワーク等の配慮をはたらきかけます。
- ・東京都策定の「在来種*選定ガイドライン」などに基づき、生物多様性に配慮した在来種の植栽を推進します。

区民等の関わり方（例）

- ・建築行為等における緑化計画の指導等に基づき、緑化します。
- ・緑化後の植栽等について、適正な維持管理を行います。



▲緑化指導で創出された緑化例



緑化指導は、みどりをのこし、増やすための取組だよ！
みんなで協力しよう！

I-2-2 助成制度等を活用した緑化の推進〈継続〉

民有地の緑化を推進するため、生け垣や植栽などの接道部緑化、建物の壁面・屋上緑化の費用を一部助成しています。

また、緑化の持続性を確保するため、「みどりに関する協定」の締結を促進し、地域における継続的なみどりの保全・育成を図ります。

区の取組

- ・接道部緑化等の助成制度の活用事例について、パンフレットや区ホームページ等で周知し、制度の活用を促進します。
- ・都市緑地法に基づく緑地協定*について積極的に周知し、街区単位での緑化を推進します。
- ・杉並区みどりの条例に基づくみどりの「保全及び育成の協定」*により、地域における緑化を推進します。

区民等の関わり方（例）

- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度を活用します。
- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度の活用効果を発信します。



▲助成制度を活用して創出された生け垣



屋上緑化、壁面緑化等は、断熱効果やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの効果があるんだね！

■具体的な取組

I-2-3 地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉

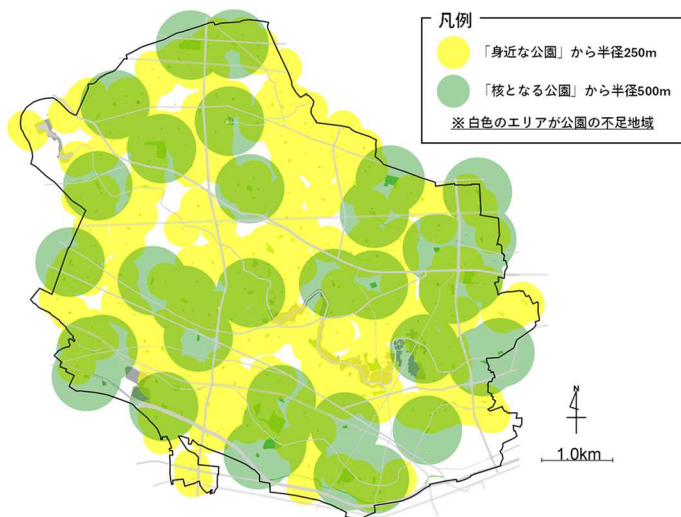
公園は、子どもから大人までが様々な目的で集う区民のレクリエーション活動の場であるとともに、多様な機能を持つ貴重なオープンスペース*の一つであり、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、地域住民の意見を聞きながら公園として整備します。

区の取組

- ・公園の不足地域を中心に、身近な公園*を整備します。また、公園区*空白地域には、敷地面積 2,500 m²以上の核となる公園*を整備します。
- ・ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等を行い、地域住民の想いや考えなど、幅広い世代の多様な意見を聞きながら整備を行います。
- ・公園のみどりを杉並区のみどりの豊かさを実感する重要な景観資源として活かすとともに、木陰創出等による暑熱対策や、生きものの生息場所として活用する整備を進めます。
- ・協働による民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。
- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」*及び「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」*に基づき、公園・緑地等の整備を促進します。
- ・東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設をはたらきかけます。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・ワークショップやオープンハウス型説明会等へ参加します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。



▲公園の不足地域（令和7年9月現在）



▲学校跡地を活用して整備したすぎなち公園



公園（オープンスペース）があることで火災時の延焼を遅らせたり、止めたりする効果があるよ！



本計画における公園分類は以下の表のとおりで、参考に都市公園法に基づく分類と対比して示します。

杉並区の公園構成

杉並区みどりの基本計画による分類			都市公園法による分類		
種別	面積	内容	種別	面積	参考誘致距離
300㎡未満		生きものの生息場所や防災上必要なオープンスペースとして整備する小規模公園。	住区 基幹 公園	街区公園 0.25haを標準	250m
身近な公園	300㎡以上 2,500㎡未満	敷地面積の都合上、多くの公園機能は確保できないものの、近隣の公園と機能分担しながら区民ニーズに応える公園。			
核となる公園	2,500㎡以上	多目的に利用できるオープンスペースや球戯利用、幼児や児童の遊び場、健康増進や休息の場等、様々な公園機能を確保できる広さを有し、公園区を中心となる公園。 ※以下は核となる公園から除く ・特殊な利用をされる公園 ・細長くオープンスペースが少ない公園 ・園内の大部分が樹林でオープンスペースが少ない公園		近隣公園 2haを標準	500m
				地区公園 4haを標準	1,000m
総合公園	—	全区民を対象とした大規模総合レクリエーションの拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。	都市 基幹 公園	総合公園	—
運動公園	—	全区民を対象としたスポーツ活動の拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。		運動公園	—
風致公園	—	樹林地、水辺等の自然条件に応じて適切に配置し、風致を享受することを目的とする公園。	特殊公園	風致公園	—
都市緑地	—	都市の自然環境の保全、都市景観の向上、都市防災の向上に資するために設ける緑地。	緑地	都市緑地	—
緑道	—	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として居住場所相互を連絡する緑地。		緑道	—
児童遊園 遊び場 いこいの森			都市公園法によらない分類		

公園として整備していく候補となる用地

- ・企業グラウンドや国有地等の比較的まとまった広い用地
- ・生産緑地、屋敷林
- ・既存公園の隣接地
- ・公園区空白地域の敷地面積 2,500 ㎡以上の用地
- ・半径 250m の範囲に「身近な公園」がない地域
- ・防災まちづくり計画の対象区域

■具体的な取組

1-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル〈拡充〉

公園のリニューアルに当たっては、「多世代が利用できる公園づくり基本方針」を踏襲し、個々の公園ごとに見直すのではなく、一定の範囲にある複数の公園等を対象として、一体的に公園機能の見直しを行います。それぞれの公園が機能を分担・補完し合うように改修を行うことで、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園づくりを推進します。

区の取組

- ・公園区単位でアンケート調査やワークショップ等を実施し、区民ニーズを把握した上で、公園改修を進めます。
- ・区民ニーズを踏まえた公園改修に当たっては、公園改修後に公園の維持管理に携わるボランティアへの参加を促すなど、地域のコミュニティの形成につながるようなはたらきかけを行います。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。
- ・ワークショップなどに参加し、公園の機能を見直すことで、多世代が利用できる公園づくりについて考えます。



▲公園のリニューアルワークショップだより



▲ワークショップで区民との話し合いでできた健康器具広場

ワークショップで話し合いながら、公園のリニューアルを進めているんだね！





1-2-5 安心・安全な公園の維持管理〈継続〉

開園から30年以上経過した公園が約8割となっており、公園施設の老朽化や樹木の老木化が進んでいます。今後、公園施設の改修費用が増加するとともに、更新時期が一時期に集中することが考えられるため、計画的に公園施設の改修を進めます。

区の実施

- ・定期的に公園施設の健全度調査を実施し、計画的な施設改修や施設配置を進めます。
- ・公園等における樹木診断を行い、安全性の確保と適切な管理を図ります。
- ・大規模な公園改修に当たっては、民間活力の活用を検討し、区の財政負担の軽減に努めます。

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」として、公園の維持管理に関わります。
- ・遊具の故障や樹木の枯損等の異常を発見した際は、MCR（マイシティレポート）等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。



▲遊具点検の様子



▲樹木診断の様子

利用する人と管理する人が協力して
安心・安全な公園をつくろう！



■具体的な取組

II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進〈拡充〉

公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。また、区の実践の方向性等をまとめた「グリーンインフラガイドライン（仮称）」を計画期間内に策定します。

区の実践

- ・公共施設（学校、公園、道路など）でグリーンインフラの活用を積極的に進めます。
- ・区役所本庁舎等では建物内への緑化を推進します。
- ・区内にある国や東京都などの施設、また、鉄道事業者やバス事業者の保有・管理している駅前広場、鉄道敷、車庫などへの緑化を要請します。

区民等の関わり方（例）

- ・公共施設でのグリーンインフラを活用した緑化について、緑化の際の参考にします。
- ・環境に関する授業等を通じて、みどりの大切さについて学びます。
- ・グリーンインフラを活用した空間を、地域の人々が集まるコミュニティの場として活用し、みんなで協力して維持管理することで、地域のつながりを深めます。

【グリーンインフラの実践事例】



▲富士見丘小学校のピオトープ



▲雨水を浸透させる植栽帯（道路）

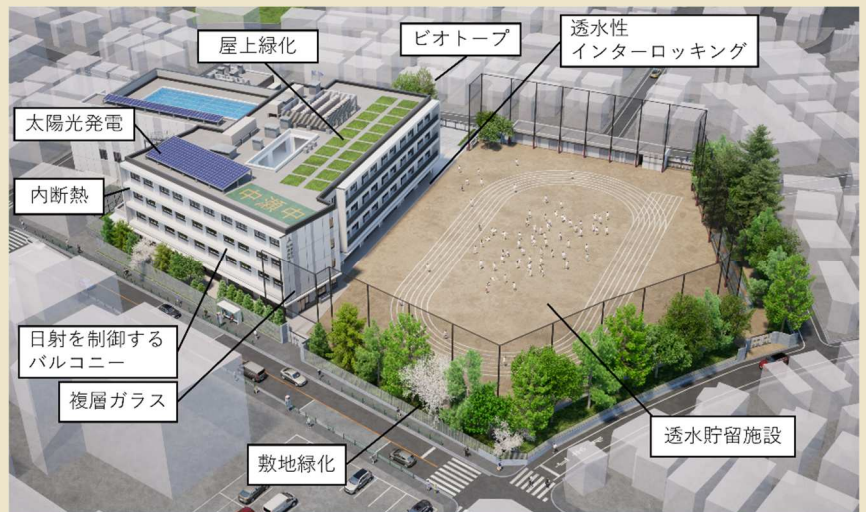
【出典】せたがやグリーンインフラライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）



公共施設の整備では、これまで以上にグリーンインフラの視点を取り入れて緑化に取り組むよ！

杉並区のエコスクール

杉並区のエコスクール*は、学習環境の向上を図るとともに、地球環境問題への取組を、学校が核となって子どもだけでなく大人にも広げ、区民の省エネをはじめとする環境意識向上につなげていくことを目的とし、「施設づくり」、「学校運営」、「環境教育」の3点が一体となって総合的に環境配慮が行われる学校を目指しています。





II-1-2 健全な水循環の促進〈拡充〉

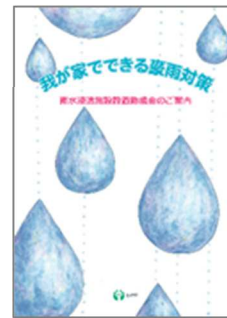
健全な水循環*はみどりを育み、様々な生きものを支え、私たちの暮らしを豊かにしてくれます。地下水・湧水の保全・回復に寄与するみどりの保全・創出や透水性舗装、雨水浸透施設等の整備を推進し、健全な水循環を促進します。

区の実取組

- ・道路の透水性舗装や、公園をはじめとした公共施設や民間施設の緑化・雨水浸透施設等の設置を推進します。
- ・「雨水流出抑制の手引き」「我が家でできる豪雨対策パンフレット」により、都市型水害に関する課題や必要な対策、建築確認申請時の届出事項、助成内容について周知します。



▲雨水流出抑制の手引き



▲我が家でできる豪雨対策パンフレット

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築時に雨水浸透施設等を設置するなど、暮らしの中で、地下水・湧水の保全・回復に取り組みます。

健全な水循環とは

雨水が土壤に浸透することで植物が健康に育ち、みどりを利用する生きものの棲みかが生まれます。また、雨水の浸透は、洪水のリスクを軽減したり、地下水として蓄えられたりすることで、地域の水資源を安定させる機能があります。

健全な水循環は、私たちの快適な暮らしのためにとても重要です。



▲水循環の目指す姿 【出典】内閣官房水循環政策本部 水循環教材副読本

■具体的な取組

II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度〈新規〉

区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、公共施設に加え、民有地も含めて面的にグリーンインフラの活用を推進します。その実現に向け、民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。

区取組

- ・民有地におけるみどりの機能を活用した整備（駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭など）に対する支援制度を検討・実施します。
- ・支援制度の内容を広く周知し、民有地における雨水の流出を抑え、地域全体の治水機能の向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増改築時に、みどりの機能を活用した整備をすることで、治水対策を行います。

【グリーンインフラの取組の事例】



▲雨庭の例 【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



国や東京都の補助金の活用も検討するよ！



▲駐車場緑化（左）、自転車駐車場緑化（右）
【出典】 せたがやグリーンインフラライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）



▲プランター型雨庭
【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



II-1-4 みどりのリサイクルの推進〈拡充〉

植物の生育場所や生きものの棲みかの基盤である土を育むため、「杉並区みどりのリサイクル計画」を踏襲し、落ち葉や剪定枝を自然の物質循環の流れに戻す取組を進めます。

区取組

- ・公園等で発生する剪定枝は、再資源化処理施設に持ち込むことで堆肥化を進めます。また、保護樹林剪定枝の再資源化施設への持ち込みを推進します。
- ・公園等の落ち葉は、そのまま土に還元するほか、必要とする農家や区民へ配布し、活用します。
- ・家の建替え等により手放さざるを得なくなった樹木の中で、公共施設へ移植可能な樹木については、寄附を受けて活用します。
- ・「落ち葉感謝祭」や「炭焼き体験会」などのイベントを通じて、みどりのリサイクル活動について広く周知を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉や剪定枝はできる限り、自宅の庭などで土に還元します。
- ・家庭菜園やガーデニングでは、リサイクルされた堆肥やウッドチップを積極的に使用します。
- ・イベント等を通じて、みどりの循環について学びます。



▲落ち葉感謝祭（三井の森公園での落ち葉掃きの様子）

すぎなみブランドの堆肥づくりが
できたらいいな！



農地などを活用してみどりのリサ
イクルの拠点ができるといいな！



▲みどりのリサイクルパンフレット

■具体的な取組

Ⅱ-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全〈継続〉

生物多様性は、生態系のバランスを保つことで、みどりの健全な育成や水辺環境の保全を支え、区民の安全で快適な暮らしにつながる重要な基盤です。このため、屋敷林や緑地、公園などのまとまったみどりについて、生物多様性に配慮した保全を図っていきます。

区の取組

- ・貴重な生きものが棲む保全地域を守り、生きものの生態にあった維持管理を行います。
- ・大規模公園など広大な敷地を活用し、生きものの保全場所を確保していきます。
- ・生物多様性について、区民が身近に感じられるように、学習の機会や情報提供などを通じて機運醸成を図ります。
- ・生きものに関する実態把握を行うため、自然環境調査や河川生物調査を継続して実施します。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の植栽地には、むやみに入らないようにします。
- ・ビオトープや親水施設を活用した保全活動に参加します。



▲貴重な植物（カタクリ）



▲樹林を保全し開設した三井の森公園



11-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出〈継続〉

宅地化の影響により、区内では生きものの生息場所が減少しています。国際的な目標である「30by30」の実現に向けて、自然を再生し、みどりを活かした生きものの生息場所を創出していきます。

区の実施

- ・区立学校等の改築や新たな公園の整備の際には、みどりの配置やビオトープなど生きものが生息できる環境を創出します。
- ・生きものの移動に配慮した河川沿いの公園緑地を整備します。
- ・河川や池などの水辺に棲む生きものが棲みやすい環境づくりについて、東京都等と連携して進めます。
- ・国の「自然共生サイト」*への登録を推進し、その活動を支援するとともに、事業者等と連携した生物多様性の保全・再生に資する取組を進めます。

区民等の関わり方（例）

- ・庭やベランダ、地域にある花壇等に草花や樹木を植えることで、生きものの生息場所を提供します。
- ・地域での緑化活動に参加し、生物多様性に配慮した生息場所を整備します。



▲柏の宮公園（ビオトープ）池



▲井草区民事務所のビオトープ

人も生きものも心地よい親水施設

遅野井川親水施設

遅野井川親水施設は、生きものが棲みやすい環境と、人が水に親しめる環境が共存する場所です。水辺の自然に触れながら、区民が身近に潤いと安らぎを感じられる親水空間が広がっています。

きっかけは地域の小学生

この施設の整備は、地域の小学校の子どもたちが「善福寺川をもっと親しみやすい川にしたい」と考え、作成した「夢のほたる水路設計図」がきっかけとなりました。その思いが「みんなの夢水路整備事業」として実現されたのです。

施設の設計から改修時の種苗の植付け、改修後の水路の管理・運営に至るまで、地域住民が主体的に関わっています。地域の力で育てられたこの親水施設は、自然と人とのつながりが感じられる、まちの大切な財産となっています。



遅野井川親水施設は、都内の区立施設として初めて自然共生サイトに認定されたよ！

■具体的な取組

II-2-3 在来種の保全と外来種対策〈継続〉

地域固有の生態系を守るためには、在来種の保全と外来種の適切な管理が重要です。区内には貴重な在来種も存在し、外来種からの影響を受けないように保全するとともに、社会生活にも悪影響を与える侵略的外来種への対策も進めていきます。

区の取組

- ・善福寺川や神田川沿いの水辺、雑木林*、公園など、生物多様性が高い地域では、外来種の除去、在来種の植栽、生態系に配慮した取組を行います。
- ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」、「外来種対策リスト」及び「外来種対策行動の手引き」や、杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。
- ・区民や事業者に対し、在来種の重要性や外来種の影響、生物多様性について、建物の新築や増築を行う場合なども含め、パンフレットやイベント等を通じて情報発信します。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増築を行う場合は、在来種を意識した植栽を計画します。
- ・自然観察会やイベント等を通じて、在来種や外来種について理解を深めます。

外来種について考えてみよう

外来種はどんな影響があるの？

元々その地域に生育していなかった植物を利用すると、地域固有の生態系に影響を与える可能性があります。必ずしもすべての外来種が悪影響を及ぼすわけではありません。

外来種の中でも悪影響を及ぼす能力が高い外来種を、特に「侵略的外来種」といいます。

侵略的外来種が侵入すると、在来種を捕食してしまったり、在来種が生育している環境を奪ってしまったりして、在来種がその場所から消えてしまう危険性があります。

侵略的外来種から私たちの住む地域の生態系を守るためには、地域本来の在来種を用いるよう心掛ける必要があります。

外来種が引き起こす問題とは？

外来種問題には、生態系への被害ばかりでなく、人の生活・健康、農林水産業等への影響があります。

生態系被害

もたらいた生きものに対する捕食・競合
外来種が在来種を捕食したり、似たような環境を好む在来種の生息・生育地を奪う。



人の生活・健康被害

噛まれる・刺される
毒のある外来生物が刺す、噛まれる危険がある。



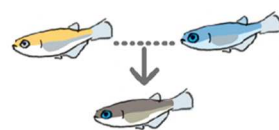
今までなかった病気の原因となる

人に直接に触れる、家屋に侵入するなどにより、その地域や国に存在しなかった病気の発症や感染の危険が増える。



在来種と交雑（遺伝的かく乱）

近縁の在来種と交雑して雑種等を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性が損なわれる。



農林水産業被害

農作物や漁業対象種が食べられる
農作物が食害されたり、畑が踏み荒らされる。漁業対象の生物が捕食されたり、生息地を圧迫される。



▲【出典】東京都外来種対策行動の手引き（2025,東京都環境局）、イラスト©村石健一

■具体的な取組

II-3-1 みどりのベルトづくりの推進〈拡充〉

「みどりのベルトづくり」とは、大規模な公園などの拠点となるみどりを、河川や幹線道路沿いのみどりとつなぎ、さらに屋敷林や農地、学校のみどりを、接道部のみどりなどでつないでいくことで、地域全体にみどりをベルトのように張り巡らせていく考え方です。

みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保に加え、連続したみどりによる景観の向上や、歩いて心地よいまちなみの創出を図ります。また、風の通り道を形成することで、広域的な暑さの緩和にも寄与します。

みどりのベルトづくりの考え方を踏襲し、水辺空間とみどりをつなげた「みどりと水のネットワーク」の形成を推進します。

区の取組

- ・「みどりのベルトづくり」の考え方について、区民や関係者への周知を行い、理解を深めます。
- ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図るとともに、みどりがあることで見通しの悪化や通行の妨げとならないよう、維持管理についての啓発も行っていきます。
- ・幹線道路では、国や東京都とともに道路緑化を積極的に推進します。
- ・住宅や店舗などの軒先について、地域住民と区が協働して緑化を行うなど、身近なみどりのベルトづくりを進めます。
- ・身近なみどりのベルトづくりの取組を区内全域に広げ、路線型による実施を進めます。
- ・「みどりの拠点」である公園・緑地の拡大整備を行い、合わせて延焼遮断効果*のある高木の植樹などを重点的に推進し、公園・広場などを結ぶ延焼遮断帯*の形成を図ります。
- ・東京都の公園整備事業、河川改修事業等に際して、公園整備、河川緑化・護岸緑化などを要請し、みどりと水のネットワーク形成を推進します。
- ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先やベランダ、窓先、沿道などの緑化を進めます。

区民等の関わり方（例）

- ・自宅の庭や所有する店舗等の軒先を植栽することで身近なみどりを創出し、近隣同士のみどりをつなげます。
- ・区民同士が協力しながら、沿道や歩道沿いなどにみどりを増やし、地域の中にみどりあふれる散歩道をつくる取組を進めます。



▲みどりのベルトの概念図

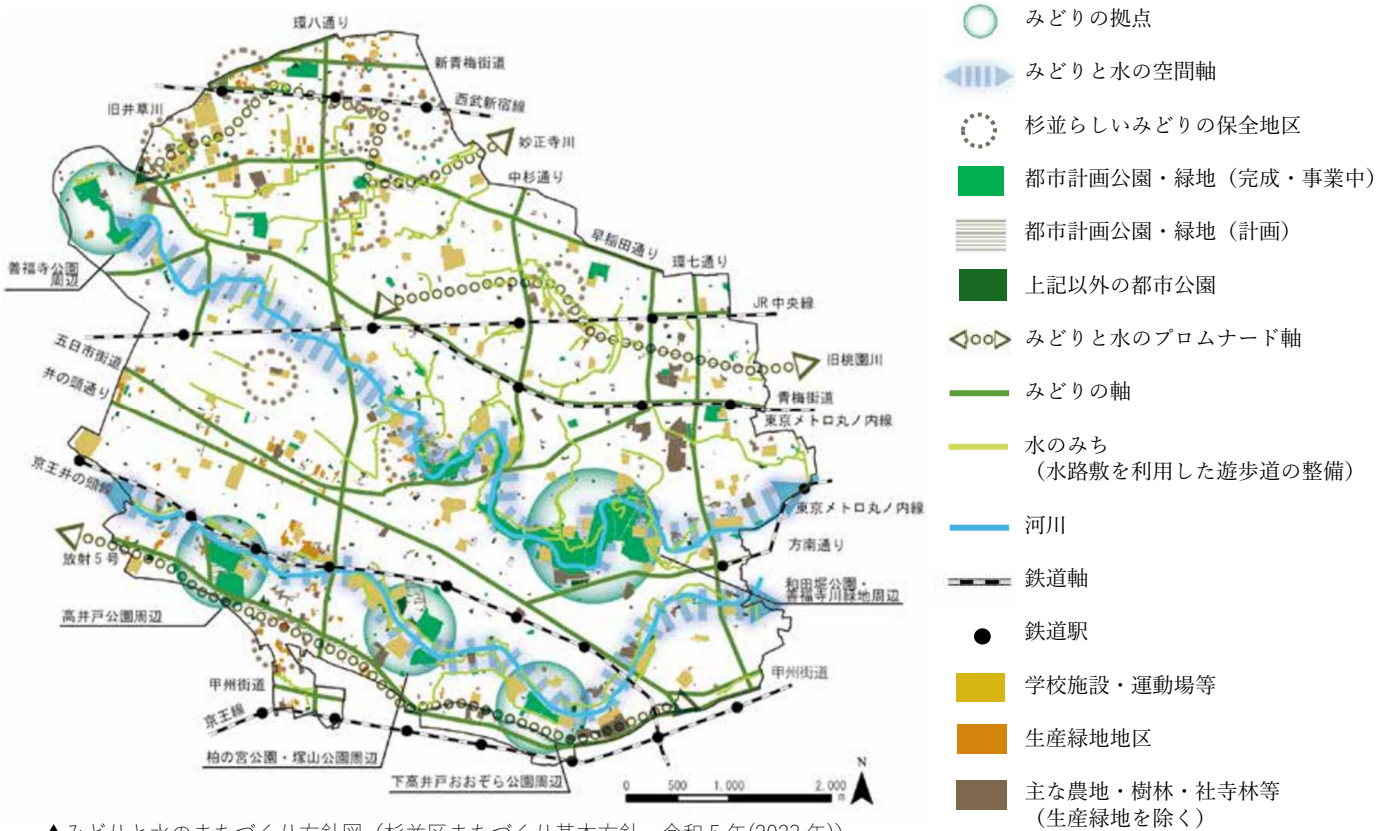


▲みどりのベルトづくり高円寺推進地区



CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成やみどりと水のネットワーク形成を推進していくよ！

■具体的な取組



▲みどりと水のまちづくり方針図（杉並区まちづくり基本方針 令和5年(2023年)）

河川や道路は風の通り道となっているよ
これらを緑化することで涼しい風を生み出し、ヒートアイランド現象を緩和することができるね！



区民が大事に手入れしている庭や工夫している緑化、みどりのカーテンづくり等が、区全体に広がるといいね！



区内にある公園の池や学校のビオトープなどの水辺空間を、トンボが棲める環境へと整備して、トンボがつなぐみどりのネットワークができるといいな！





II-3-2 良好な景観づくりの推進〈継続〉

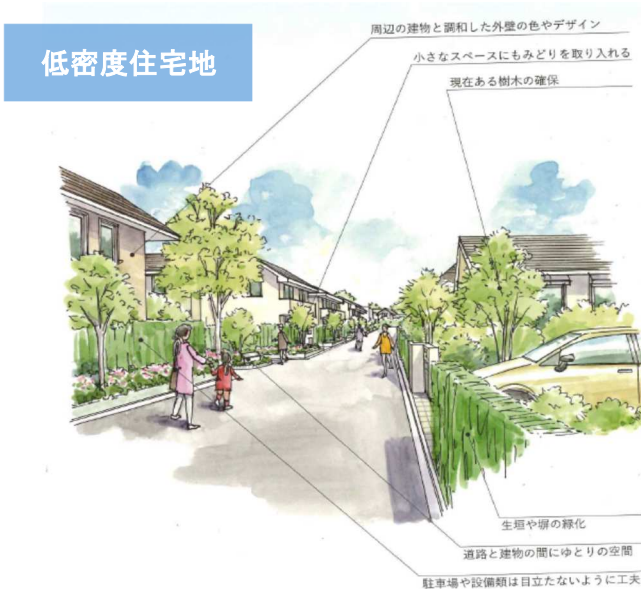
「杉並区景観計画」に基づき、区の自然や歴史、文化を育んだみどり豊かな住宅都市を継承し、景観を形成する上で重要な要素であるみどりを活かしながら、魅力あるまちなみの形成を推進します。

区の実施

- ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和したみどり豊かで魅力的な景観形成を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、みどりを活かした景観形成に向けて、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。
- ・区内の景観資源を紹介する「すぎなみ景観ある区マップ」や「杉並景観録」の発行をはじめ、景観に関する各種制度等を広く周知し、区民等の景観への関心や意識向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・自宅や職場などの道路沿いを緑化し、潤いのある空間づくりに取り組みます。
- ・環境に適した樹種を選定し、美しい樹形となるように適切に維持管理します。
- ・既存の樹木や樹林、農地を大事に守り、継承していきます。



▲杉並区景観計画



景観が良くなるとまちの魅力が高まって住みたいまちになるね！

■具体的な取組

Ⅲ-1-1 環境学習の充実〈拡充〉

区民のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりの保全や緑化活動等に関する様々な講座等を開催します。講座等の開催を通じて、地域のみどりの保全や緑化活動を担う人材の育成を進めます。

区取組

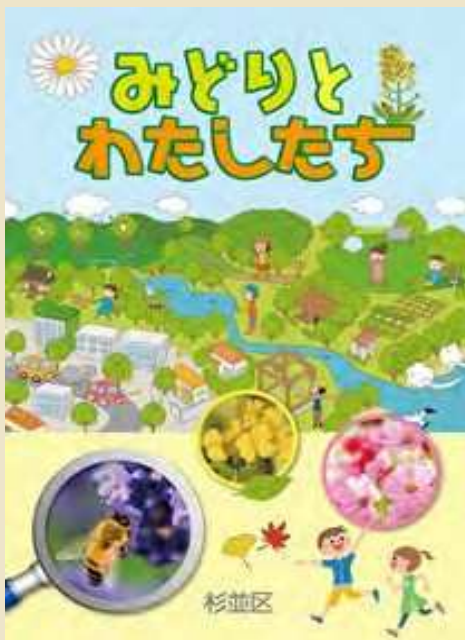
- ・みどりの持つ多様な効果を学ぶ講座を開催し、グリーンインフラの活用を推進します。
- ・「すぎなみ地域大学」*、環境活動推進センターでの四季を通じた自然観察会やまち歩きなど、みどりに関する講座等を開催し、地域の自然環境への理解を深めます。
- ・講座等を通じて、みどりに関わる人材を育成します。
- ・小学生を対象にした環境学習、特にみどりに関する教材である「緑化副読本」を発行し、身近なみどりの役割や大切さを学ぶ機会をつくります。

区民等の関わり方（例）

- ・講座等へ参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりに関する知見や技術を地域に広げます。

緑化副読本「みどりとわたしたち」

小学生を対象に、みどりの重要性や役割、現状などを知らせるために緑化副読本を作成しています。



▲緑化副読本「みどりとわたしたち」



▲早春の野鳥観察の様子

みどりの良いところを知ってもらって
もっとみどりを好きになってほしい





III-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催〈拡充〉

みどりに関する情報の発信やイベントの開催を行い、みどりの普及・啓発を図ります。

区の取組

- ・「みどりの新聞」やまち歩きマップ等を通じて、みどりに関する情報を発信します。
- ・みどりに関する情報を区政情報ダッシュボード「すぎなみデータラウンジ」や、広報紙・区ホームページ、SNS等により周知します。
- ・新緑の時期に合わせた「みどりのイベント」や、樹木への感謝を込めた「落ち葉感謝祭」など、テーマに応じたイベント等を開催し、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりのボランティア等との協働でイベントを開催します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりに関する情報紙などにより、みどりへの理解や興味を高めます。
- ・みどりに関するイベント等に参加します。
- ・みどりに関する情報を地域に発信します。



▲みどりの新聞「みどりとひと」



▲木の輪ペンダントづくり（みどりのイベント）



みどりに関する情報を収集したり、イベントに参加したりしてみよう！

みどりの新聞「みどりとひと」

地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。

（区ホームページでもご覧になれます）



▲みどりの新聞の取材風景

■具体的な取組

Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営〈拡充〉

みどりに関する知識を深め、身近な緑化活動に取り組めるよう、「みどりの相談窓口」を設けています。専門知識を持った相談員によるみどりに関する相談や、植物全般をはじめ園芸・生きものに関する約 1,500 冊の蔵書がある図書コーナーを通じて、みどりに関する学びを支援します。

また、区民がみどりに関する相談を気軽にできるよう、みどりに詳しいボランティア等を紹介するなど、区民の自発的な緑化活動を促進します。

区取組

- ・みどりの相談所の運営により、区民からの相談に応じるなど、区民のみどりに関する学びや活動を支援します。
- ・みどりの相談所をボランティア活動の拠点、情報交換の場としても活用できるよう、相談所機能の拡充を検討します。

区民等の関わり方（例）

- ・植物の育て方など、みどりに関して気になることや分からないことについて、みどりの相談所へ相談します。
- ・みどりに関する相談や学びを通じて、植物や自然環境への理解を深め、みどりへの関心を高めます。



▲みどりの相談所（塚山公園）

Ⅲ-1-4 みどりの顕彰の実施〈継続〉

後世にのこすみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全・緑化活動に対して表彰し、みどりの保全・創出につなげます。

区取組

- ・みどりの保全・創出に関する顕彰を実施します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に対する機運を醸成します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に関するボランティア活動などへの参加を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりの保全・創出等に関する顕彰応募などに参加します。
- ・表彰された場所や人、活動などの支援・応援することで、みどりの保全・創出を後押しします。
- ・表彰された場所や人、活動などにボランティア等として参加し、地域のみどりを守り育てる取組に関わります。

【これまでの顕彰例】



▲後世にのこしたい杉並の屋敷林表彰地



▲みんなで楽しめる杉並のみどり大賞



これまで「後世にのこしたい杉並の屋敷林」「みどりの活動賞」などの顕彰が行われたよ！



III-1-5 みどりに関する調査・研究〈拡充〉

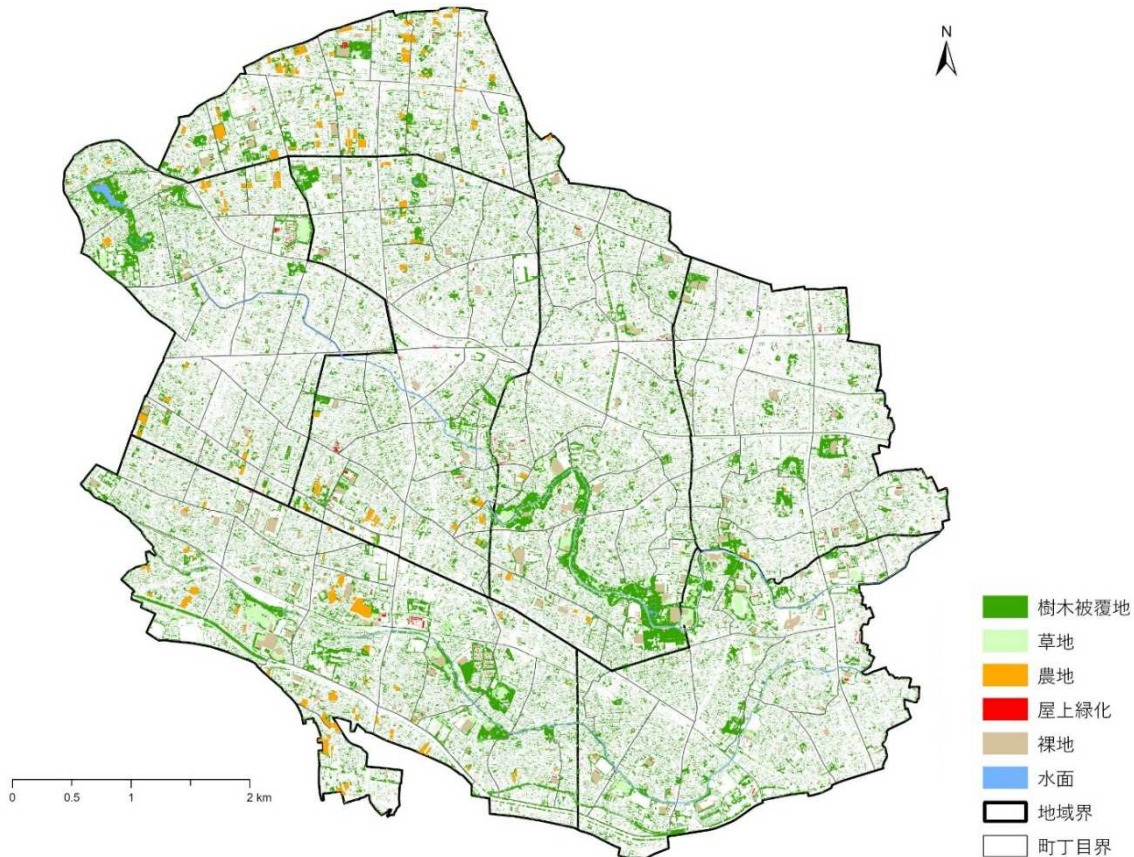
約5年ごとに区内のみどりの状況を把握する調査を実施するとともに、自然環境の現況を把握する調査を実施します。

区の実施

- ・約5年ごとに区内の緑被の状況など、みどりの実態を把握する調査を実施します。
- ・自然環境の現況を把握するため、自然環境調査を実施します。
- ・国内外の先進的な事例などの調査・研究を行い、みどりの保全・創出等に効果的なみどりの取組を検討します。
- ・都市環境の改善を図るため、樹冠被覆率*や緑視率など、みどりの量・質の評価やその表し方などについて、積極的に研究します。

区民等の関わり方（例）

- ・区の実施する各種調査を理解し、協力します。
- ・みどりの実態調査や自然環境調査に寄与する情報提供を行います。
- ・調査結果を閲覧し、身近なみどりや動植物について学び、関心を深めます。



▲緑被地等分布図

（令和4年度（2022年度）みどりの実態調査）



航空写真を基に作成しているよ！
みどりに覆われている部分が増えるといいな！

■具体的な取組

Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援〈継続〉

公園の花壇づくりや市民緑地（いこいの森）での剪定など、区民等に良好なみどりの環境を提供するため、みどりに関するボランティア活動を行う区民等に対して支援を行います。

区取組

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援を行うことで、区とボランティア団体が協働して公園やみどりの維持管理に携わっていきます。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等を広報紙・区ホームページ、SNS等で周知し、新たな団体の立ち上げや新規会員の獲得を目指します。

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。



▲ボランティアによる花壇づくりの様子

Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進〈拡充〉

みどりに関する活動の輪を広げるため、主体的にみどりの保全や普及啓発を行っている認定ボランティア団体等の活動を紹介しながら、様々なみどりの取組に関する主体形成を促進します。

区取組

- ・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページ、SNS等でPRし、活動内容の周知を図ります。また、みどりに関する取組主体の形成を促すために、すぎなみボイス*やすぎなみプラス*等のデジタルツールを活用します。
- ・認定ボランティア団体とみどりに関する活動に参加したい区民とのマッチングを促進します。
- ・区民等との対話（ワークショップ等）を通じて、みどりに関する取組主体の形成を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・主体的に活動している認定ボランティア団体の情報を収集し、みどりへの関心を深めます。
- ・ボランティア活動等に参加することで、地域のみどりに関する取組に貢献します。



▲炭焼き体験会

認定ボランティア団体（すぎなみ炭焼き塾くろすけ）の活動風景



III-2-3 みどりの基金の運用〈継続〉

区内のみどりの保全や緑化を推進するため、杉並区みどりの基金を運用します。寄附の成果が分かりやすい事業へ基金を充当することによって、基金の運用の活性化を図ります。

区の実施

- ・みどりの基金への理解と関心を高めるため、パンフレットやイベントなどを通じてPRを行います。
- ・みどりの効果や重要性を伝えるイベント等を通じて寄附を募ります。
- ・みどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、基金の活用用途について区民に分かりやすくお知らせし、更なる寄附を募ります。

区民等の関わり方（例）

- ・区内のみどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、みどりの基金へ寄附します。



▲荻外荘公園（復原・整備の一部にみどりの基金を活用）



みどりの基金に協力して、すぎなみのまちをもっとみどりでいっぱいになろう！



▲善福寺川緑地